解散公告

当社は、平成二十六年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月十四日

沖縄県那覇市松川二丁目一番四七号

信用共済サービス有限会社

代表清算人　安里　弘明

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年十二月十七日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月十四日

東京都国立市谷保一九六六番地の一

国立市城山南土地区画整理組合

代表清算人　杉田　和男

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十二月一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月十四日

香川県高松市多肥上町八一七番地一

高松市多肥農事組合法人

清算人　中山　馨

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十二月一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月十四日

香川県高松市東山崎町二〇三番地二

かわぞえ農事組合法人

清算人　國方　正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市中央二丁目三二番、最後の住所青森県むつ市中央二丁目三二番一三号

被相続人　亡　駄賃場正之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

青森県むつ市金谷一丁目一七番一五号　石橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石橋　忠雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県東津軽郡蓬田村大字中沢字浪返一三番地、最後の住所青森県東津軽郡平内町大字盛田字堤ヶ沢一二六番地

被相続人　亡　吉田多美雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

青森市長島二丁目一九番一二号　村上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　助川　圭太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋浜町二丁目五三番地、最後の住所千葉県柏市大津ケ丘三丁目一番九棟二〇一号　被相続人　亡　小柳　千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

事務所千葉県松戸市小根本四三―一　労音東葛会館三階A号室　松戸三岳法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金沢　幸彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市市川二丁目四一七番地、最後の住所千葉県鎌ケ谷市西道野辺三番二二―五〇四号

被相続人　亡　坂本　次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

事務所千葉県流山市南流山一―一―一三　南流山高雅ビル二〇一渡辺数樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田村　茂雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区春日二丁目五〇番地、最後の住所東京都八王子市片倉町九三七番地四五

被相続人　亡　井手　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

事務所東京都港区南青山一―一―一新青山ビル西館一七階グリーンヒル法律特許事務所　相続財産管理人　弁護士　牧山　美香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都調布市下石原一丁目三六番地一、最後の住所東京都調布市下石原一丁目三七番地三

被相続人　亡　河村　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階　りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺北三丁目一〇一六番地、最後の住所横浜市青葉区柿の木台三五番地三

被相続人　亡　宮野登志枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

横浜市都筑区茅ケ崎中央四四―五カトレアビル九〇二　横浜北部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷村　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県真岡市久下田九三〇番地、最後の住所栃木県真岡市久下田七六八番地

被相続人　亡　**廣**瀬　周似

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

神奈川県川崎市川崎区東田町五―三ホンマビル七階弁護士法人アート総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿野　順一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市原町田四丁目一〇九四番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区相模原二丁目八番一三号

被相続人　亡　久保　能子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一七番一三号　井上ビル六階

相続財産管理人　弁護士　尾崎　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区漆山一八二二番地、最後の住所新潟市東区竹尾三丁目一一番一九号コーポ河内一〇一号

被相続人　亡　神保　司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

新潟市中央区上大川前通一番町一五四番地東芝新潟ビル二階あおい総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　黒沼　有紗